別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（溢水による損傷の防止等）	（溢水による損傷の防止等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
2　設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2　設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第三　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
2　設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	2　設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第四　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（溢水による損傷の防止等）	（溢水による損傷の防止等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
2　設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2　設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第五　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
2　設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	2　設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第六　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（溢水による損傷の防止等）	（溢水による損傷の防止等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
2　試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2　試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第七　試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（溢水による損傷の防止）	（溢水による損傷の防止）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2　試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	